

令和5年度 補野市営墓地
第4号墓域 墓所使用者募集資料



裾野市 環境市民部 生活環境課

【目次】

(ページ)

第4号墓域 墓所使用者募集の概要	1
申し込みから墓所引き渡しまでの流れ	3
墓所使用者募集の詳細	
・市営墓地使用上の注意事項	4
よくある質問・回答	9
改葬の手順及び手続き	10
墓所使用申込書 記入例	11
裾野市営墓地条例	12
裾野市営墓地条例施行規則	17
墓所使用者募集区画	21

第4号墓域 墓所使用者募集の概要

1. 募集する墓所

市営墓地(裾野市深良 4066 番地) 第4号墓域 210区画(1 区画3m²)

2. 申込受付期間

8月 21 日(月)～10 月 20 日(金)

※ 窓口での受付時間は、平日午前 9 時～午後5時。

※ 郵送の場合、10 月 20 日(金)消印まで有効。

3. 申込方法

以下のいずれかの方法によりお申し込みください。

(1)「墓所使用申込書」へ「住民票(申込者の本籍地の表示があるもの)」を添付し、生活環境課へ持参又は郵送(「墓所使用申込書」は生活環境課及び各支所に用意しています)。

(2)市公式ウェブサイトからオンライン申込。

※ 「4. 申込資格」の(3)に該当する方は、「勤務証明書」の添付が必要です。

※ 市公式ウェブサイトから申し込む場合は、添付書類の画像データをアップロードしてください。

4. 申込資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当し、裾野市内に墳墓をお持ちでない方。

(1) 裾野市に住民登録がある。

(2)沼津市、三島市、御殿場市、長泉町、清水町、小山町に住民登録がある。

(3)上記(1)(2)以外で、裾野市内の事業所に勤務している。(既に退職された方も申し込みることができます。)

5. 申込先

〒410-1192 裾野市佐野1059番地

裾野市役所 環境市民部 生活環境課

6. 費用

申込者の住民登録 のある市区町村	令和5年度(初年度)			次年度～ 管理料
	永代使用料	管理料※	合計	
裾野市	430,000 円	1,746 円	431,746 円	毎年 5,240 円
裾野市以外	570,000 円	1,746 円	571,746 円	毎年 5,240 円

※ 令和5年度の管理料は、予定通り 12 月引き渡しとなった場合の金額です。

7. 墓所の使用者及び区画の決定方法

- (1) 墓所の使用者の受付は先着順です。申込者数が 210 人に達した時点で受付を終了します。
- (2) 使用する区画は、公開抽選会における抽選により決定します。区画を選ぶことはできません。
- (3) 公開抽選会は、以下のとおり実施します。

日時： 令和5年11月6日(月) 午後2時～

場所： 裾野市役所 4階 401会議室

※ 「墓所使用申込書」受付順に抽選番号を割り振り、標準タイプ210区画の区画場所を抽選します。出席は任意です。

※ 決定した区画を使用する権利を第三者に譲渡することはできません。

8. その他

- 当選者には墓所使用許可申請に係る書類をお渡しします。
- 使用料は墓所使用許可申請書提出時に一括納付していただきます。
- 使用許可申請期限(永代使用料等納付期限)は、11月24日(金)となります。
- 期限までに申請(納付)がない場合は、区画の使用決定を取り消すことがあります。

9. 問合せ先

〒410-1192 裾野市佐野1059番地

裾野市役所 環境市民部 生活環境課

電話： 055-995-1816

メール： kankyou@city.susono.shizuoka.jp

※ 4ページ以降に墓所使用者募集の詳細・市営墓地使用上の注意を掲載しております。申し込む前に必ずお読みください。

申し込みから墓所引き渡しまでの流れ

令和5年7月～

市営墓地使用者募集に関する情報を確認

..... 広報紙、市公式ウェブサイト、配布資料等により、申込資格等の確認をお願いします。

申込書(用紙)により申込む場合は、申込書を生活環境課又は各支所で受け取るか、市公式ウェブサイトからダウンロードし、印刷してください。

8月21日(月)～10月20日(金)

申し込み

..... 必要な書類を用意し、市役所1階生活環境課へ持参又は郵送、もしくは市公式ウェブサイトから申し込み。

11月6日(月) 午後2時～

公開抽選会(出席は任意)

..... 抽選により、使用する区画を割り振ります。
抽選会の翌日以降、「墓所使用許可申請書」「永代使用料納付書」「管理料納付書」を郵送します。

～11月24日(金)

墓所使用許可申請書の提出・永代使用料の納付・管理料の納付

..... 期日までに「墓所使用許可申請書」の提出と、「永代使用料」及び「管理料」の一括納付をお願いします。

12月1日(金)～

墓所引き渡し

..... 「墓所使用許可証」の発送をもって、墓所引き渡しとなります。

墓所使用者募集の詳細・市営墓地使用上の注意事項

1. 募集する墓所

市営墓地(裾野市深良 4066 番地) 第4号墓域 210区画(1 区画3m²)

※ 令和5年11月完成予定

2. 申込受付期間

令和5年8月21日(月)午前9時～10月20日(金)午後5時

※ 窓口での受付時間は、平日午前9時～午後5時です。

※ 土・日・祝日の受け付けは行っておりません。

※ 郵送の場合、10月20日(金)消印まで有効です。

※ オンライン申込は、受付期間中、24時間お手続き可能です。

3. 申込方法

(1) ①又は②いずれかの方法によりお申し込みください。

① 書類を窓口へ持参、又は郵送する。

イ) 「墓所使用申込書」を、生活環境課(市役所1階)又は各支所で受け取るか、
市公式ウェブサイトからダウンロードして印刷し、必要事項を記入してください。

ロ) 申込者の本籍地を表示した「住民票の写し」を添付し、生活環境課へ提出してください。

※ 裾野市、沼津市、三島市、御殿場市、長泉町、清水町、小山町以外に住民登録
があり、裾野市内の事業所に勤務されている方は、「勤務証明書」(勤務先が
裾野市内であることを証明する書類)も添付してください。

② 市公式ウェブサイトから申し込む。

以下のURLから必要事項を入力し、添付書類の画像データをアップロードしてください。必要な添付書類は、「①書類を窓口へ持参、又は郵送する。」場合と同様です。

URL : <https://logoform.jp/f/dSsew>



(2) 注意事項

- 電話、FAX、電子メールでの申し込みは受け付けません。
- 墓所使用申込書と添付書類を審査し、資格欠格や書面上に不備等問題があった場合は連絡しますので、電話番号は必ず記載してください。

4. 申込資格

次の(1)～(3)のいずれかに該当し、裾野市内に墳墓をお持ちでない方。

- (1) 裾野市に住民登録がある。
- (2) 沼津市、三島市、御殿場市、長泉町、清水町、小山町に住民登録がある。
- (3) 上記(1)(2)以外で、裾野市内の事業所に勤務している。
 - ※ 裾野市内に墳墓をお持ちでも、改葬予定がある場合は申し込むことができます。
 - ※ 一世帯から一区画のみ申し込むことができます。他の世帯員が申し込まれた場合は受付できません。(同住所の血族・姻族関係にある世帯については、同一世帯とみなします。)
 - ※ 裾野市内の事業所に勤務したことがある方(既に退職された方)も申し込むことができます。

5. 申込先

〒410-1192 裾野市佐野1059番地

裾野市役所 環境市民部 生活環境課

6. 費用

(1) 永代使用料

裾野市に住民登録のある方	430,000 円
裾野市以外に住民登録のある方	570,000 円

- 使用墓所区画決定後、納付書を送付します。令和5年11月24日(金)までに一括納付してください。

(2) 管理料

裾野市に住民登録のある方	毎年 5,240 円
裾野市以外に住民登録のある方	毎年 5,240 円

- 墓地の維持管理のため、毎年度ご負担いただくものです。
- 管理料は、納付書により納付をお願いします。(口座振替はできません。予めご了承ください。)

- 納付の期限は、毎年度5月31日です。(5月31日が土曜日又は日曜日の場合、翌月曜日が納付の期限となります。)
- 使用許可を受けた墓所区画の維持管理は、未使用(墳墓等の建立前)でも使用者でお願いします。
- ※ 令和5年度の管理料は、予定どおり12月引き渡しとなった場合は月割りとなり、1,746 円です。使用墓所区画決定後、永代使用料の納付書と合わせて納付書を送付します。令和5年11月24日(金)までに一括納付してください。

7. 墓所の使用者及び区画の決定方法

- (1) 墓所の使用者の受付は先着順です。申込者数が 210 人に達した時点で受付を終了します。
- (2) 使用する区画は、公開抽選会における抽選により決定します。区画を選ぶことはできません。また、抽選会の開催について申込者へ改めて連絡することはいたしません。(参加は任意です。)
- (3) 公開抽選会は、以下のとおり実施します。
 - 日時：令和5年11月6日(月) 午後2時～
 - 場所：裾野市役所 4階 401会議室
 - 抽選方法
 - ① 予め、墓所使用申込書の受付順に、「抽選番号」を割り振ります。
 - ② 抽選会では、まず、「区画場所」のくじを引き、その後続けて「抽選番号」を引くことにより決定します。
 - ※ 抽選は、職員がくじを引きます。
 - ※ 決定した区画を使用する権利を第三者に譲渡することはできません。

8. 使用の許可

- 公開抽選会にて使用墓所区画が決定しましたら、関係書類一式を郵送します。
- 11月24日(金)までに、①墓所使用許可申請書の提出と②永代使用料及び管理料の納付をお願いします。
- 墓所使用許可申請書の内容と永代使用料・管理料の納付を確認しましたら、12月1日(金)以降、墓所使用許可証を発行します。墓所使用許可証は、使用墓所の使用権の証書となるものであり、以降の墓石の建立・承継・焼骨の埋葬などの諸手続きに必要となりますので、大切に保管してください。
- 「墓所使用申込書」の提出及び所定の金額の納入が確認出来ない場合は、使用予定者の権利は無効とします。

- 書類審査の結果、墓所使用者の資格のない方は失格となりますので、ご注意ください。

9. 墓地内で遵守すべき事柄

- 使用墓所区画を焼骨の埋葬の目的以外に使用しないこと。
- 使用墓所区画の使用権を他人に譲渡及び転貸しないこと。
- 施設、附属設備等を損傷し、又は汚損しないこと。
- 樹木、植物の伐採及び採取又は鳥獣捕獲、殺傷をしないこと。
- 広告物を掲げ、又は表示しないこと。
- 物品の販売その他の営利行為をしないこと。
- 前各号に掲げるもののほか、市長が墓地の管理上支障があると認めた行為をしないこと。

10. 使用許可の取り消し

次の項目のいずれかに該当すると認めたときは、墓地の使用権を取り消すことがあります。

- (1) 使用者が条例若しくは条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分又は許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用者が管理料を 5 年間納付しないとき。
- (4) 使用者が焼骨の埋葬以外の目的で墓所を使用したとき。
- (5) 使用者が使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき。

11. 使用権の承継

使用者の死亡、その他の理由により使用者に代わって祭祀を主宰することになった方は、使用権を承継することが出来ます。その際は市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

12. 使用墓所の返還

使用許可を受けた墓所を使用する必要がなくなり返還しようとするときは、その旨を市長に届出ていただきます。このとき、すでに納付された永代使用料及び墓地管理料は返還いたしませんので、ご了承ください。ただし、墓所使用許可を受けた日から2年以内に返還する場合は、墓所を未使用のときに限り、永代使用料の1／2を還付します。(墓地管理料の未納が有る場合は、そちらに補填後の残金になります。)

13. 原状回復義務

- 墓所の使用許可を取り消されたとき、又は使用許可を受けた墓所を返還するときは、当該使用墓所を原状に回復していただきます。その場合の費用は、使用者の負担となります。
- 原状に回復されない場合は、これを市が代行します。ただし、その費用は使用者に負担していただきます。

14. 墳墓等の制限

- 墳墓等は、使用者負担で建立していただきます。
- 使用墓所に墳墓等を設置する場合の設置基準は、「裾野市営墓地条例」「裾野市営墓地条例施行規則」に定めたとおりです。
- 墓所区画の墓碑類、その他の工作物及び植樹については、次の各項目によらなければなりません。
 - (1) 墓石、墓誌、香炉、塔婆立て及び水鉢は各1基、灯ろうは一対、花立は一対(間口3mの区画(6m²)にあっては二対)までとすること。
 - (2) 墳墓を設ける場所は、区画縁石に支障がない場所及び構造とし、納骨施設の上部とすること。
 - (3) 墓石の寸法は、高さは区画縁石上部から1.6m以内とし、幅及び奥行きはそれぞれ0.9m以内とすること。
 - (4) 墓誌その他の工作物の高さは、0.8m以内とすること。
 - (5) 墓所内に樹木等の植栽を行わないこと。
 - (6) 基準に違反した場合は、期日を定めて使用者に改善、又は撤去を要請します。管理者が代行するときは、その費用を使用者に負担していただきます。

15. 墳墓等の建立

墳墓等を設置する場合は、事前に「墓所工事着手届出書」の提出が必要です。

よくある質問・回答

Q. 永代使用料の分割払いは可能か？

A. 分割払いはできません。墓所使用者募集資料にあるとおり、一括納付をお願いします。

Q. 管理手数料の何年か分一括払いは可能か？

A. できません。毎年5月頃に納付書を発送しますので、銀行等で納付をお願いします。

Q. 市営墓地行きのバスは用意されるのか？

A. バスの用意はしません。

Q. 墓石には○○家と刻まなければいけないか？

A. ○○家の墓などと刻まなければならぬことはありませんが、使用者と違う氏を刻むことはできません。ただし、連名の場合等についてはご相談ください。

Q. 昔の墓石がたくさんあるが、市営墓地にその墓石を持ってこられるか？（1つの墓所に墓石を複数建立してもいいか？）

A. 1世帯に1墓所1墓石です。

Q. 今は市民であるが、転出しても使えるか？

A. 使えます。住所が変更になった場合は、変更届の提出が必要です。

改葬の手順及び手続き

- 「改葬」とは、埋葬された遺骨を他の墓地などに移すことをいいます。
- 改葬の手続きは「墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)」で定められており、墓地に埋葬されている遺骨を改葬するときは、現在の墓地がある市区町村長が発行する「改葬許可証」を改葬先の墓地の管理者に提出する必要があります。
- 墓地に埋葬されている遺骨を市営墓地へ改葬する手順は、次のとおりです。
 1. 現在の墓地管理者に改葬を相談し、承諾を得てください。
 2. 補野市営墓地の「墓地使用許可証の写し」を用意します。
 3. 現在の墓地管理者に「埋蔵(埋葬)証明書」をもらいます。
 4. 現在の墓地がある市区町村役場へ、3.の「埋蔵(埋葬)証明書」と、「改葬許可申請書」を提出し、受理されると「改葬許可証」が発行されます。
 - ※ 改葬先の「永代使用許可書」または「受入証明書」の提出が必要なことがあります(市区町村役場で求められた場合は、生活環境課へご連絡ください)。
 - ※ 埋葬者の死亡日確認のため戸籍(除籍)謄本や、申請者が市外の方の場合は住民票などが必要になりますので、改葬許可申請書の提出先(現在の墓地のある市区町村役場)に問い合わせてください。
 5. 現在の墓地管理者に4.の「改葬許可証」を見せ、遺骨を取り出します。
 6. 現在のお墓をさら地にして戻します。
 7. 生活環境課に「墓所使用許可証」を提示のうえ、「改葬許可証」と「墓所埋葬等届出書」を提出し、遺骨を埋葬します。

記入例

様式第1号（第5条関係）

墓所使用申込書

記入してください。→ 令和 5 年 ● 月 ● 日

裾野市長様

申込者が自署の場合は押印不要です。（申込者以外の方が代筆する場合は押印願います。）

申込者	住 所	〒 410-1192 裾野市佐野1059番地
ふりがな（すその たろう）		
氏 名 裾野 太郎		
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇		

「申請者」＝「申込者」です。
申請者（申込者）の本籍地を記入してください。

墓所の使用について、次のとおり申込みます。

申請者本籍	静岡県 裾野市 佐野 1059番地
墓地の名称	裾野市営墓地
使用希望墓所	3 m ²

(注)

- 1 申込者氏名欄には、申込者が署名し、又は記名押印してください。
- 2 申し込み時には、この申込書に次の書類を添付してください。
 - (1) 住民票の写し → 申請者（申込者）の本籍地を表示してください。
 - (2) 事業所が発行する市内の事業所に勤務している者であることの証明書（市内の事業所に勤務している者に限る。） → 裾野市、沼津市、三島市、御殿場市、長泉町、清水町又は小山町以外に住民登録のある方は必要です。
勤務先の住所を明記してください。
 - (3) その他市長が必要と認める書類

○裾野市営墓地条例

平成21年12月14日

条例第35号

改正 平成24年6月25日条例第19号

平成25年9月6日条例第30号

平成26年3月4日条例第8号

平成28年2月24日条例第24号

令和元年6月27日条例第2号

令和2年9月18日条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、裾野市営墓地(以下「墓地」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 裾野市に墓地を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
裾野市営墓地	裾野市深良4066番地

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 墓地 焼骨を埋葬する施設

(2) 墓所 墓地を設けるために区分された墓地の区画

(墓所を使用することができる者の資格)

第4条 墓所を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めた者については、この限りでない。

(1) 規則で定める日において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者であつて、市内に墳墓(傍系親族のもの及び改葬予定のものを除く。次号において同じ。)を有しないもの(以下「市民」という。)

(2) 規則で定める日において、次に掲げる市外在住者であつて、市内に墳墓を有しないもの(以下「市外在住者」という。)

ア 沼津市、三島市、御殿場市、長泉町、清水町又は小山町の住民基本台帳に記録されている者

イ 市内の事業所に勤務している者

(使用の許可)

第5条 墓所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可は、1世帯につき1区画とする。

3 市長は、第1項の許可に管理上必要な条件を付けることができる。

4 市長は、第1項の規定により許可をしたときは、使用許可証を交付するものとする。

(使用料の納付)

第6条 墓所の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の許可の際、別表に定める額の永代使用料(以下「使用料」という。)を納付しなければならない。

(管理料の納付)

第7条 使用者は、墓地の維持管理に必要な経費として、1年度につき、別表に定める額の管理料を納付しなければならない。

2 年度の中途で使用者となった者は、使用の許可を受けた日の属する月から月割により算定した額を当該年度の管理料として納付しなければならない。

第8条 削除

(管理料の免除)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理料を免除することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けているとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(使用料及び管理料の不還付等)

第10条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用者が使用の許可を受けた日から起算して2年以内に使用しないで墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を還付する。

2 前項の場合において、管理料その他の未納金があるときは、還付金をこれに充

当する。

(必要な措置の命令)

第11条 市長は、墓地の管理上必要があると認めるときは、使用者に対して必要な措置をとることを命ずることができる。

(墓所使用権の承継)

第12条 使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わって祭しを主宰すべき者となった者は、当該使用者の使用権を承継することができる。

2 前項の規定により墓所の使用権を承継しようとする者は、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認を受けた者は、被承継者の死亡その他の理由が生じた日から使用者であったものとみなす。

(届出)

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 墓所に係る工事に着工しようとするとき、又は当該工事が完了したとき。

(2) 燃骨を埋葬し、又は改葬しようとするとき。

(3) 本籍、住所又は氏名を変更したとき。

(使用許可証の再交付等)

第14条 使用許可証を亡失し、又は損傷した使用者は、使用許可証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により、使用許可証の再交付を受けようとする使用者は、別表に定める額の使用許可証再交付手数料を納付しなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、墓所の使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分又は許可に付された条件に違反したとき。

(2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用者が管理料を5年間納付しないとき。

(4) 使用者が燃骨の埋葬以外の目的で墓所を使用したとき。

(5) 使用者が使用権を他人に譲渡し、又は転貸したとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消されたことによって、使用者に損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(焼骨の改葬等)

第16条 市長は、前条第1項の規定により使用の許可を取り消したときは、焼骨を改葬し、又は墳墓その他の設備(以下「墳墓等」という。)を移転することができる。

(墓所の返還)

第17条 使用者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに墓所を原状に回復し、返還しなければならない。

(1) 第15条第1項の規定により墓所の使用の許可が取り消されたとき。

(2) 墓所を使用する必要がなくなったとき。

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、施設、附属設備等を損傷したとき、若しくは滅失したとき、又は前条に規定する原状回復及び返還の義務を怠ったときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(墳墓等の基準)

第19条 使用者は、墓所に墳墓等を設けようとするときは、規則に定める基準にやらなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第19号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第24号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第35号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

別表(第6条、第7条、第14条関係)

区分		単位	金額
永代使用料	間口 1.5m 奥行き 2.0m	1区画	市民 430,000円 市外在住者 570,000円
	間口 3.0m 奥行き 2.0m		市民 860,000円 市外在住者 1,140,000円
管理料	間口 1.5m 奥行き 2.0m	1年間	5,240円
	間口 3.0m 奥行き 2.0m		10,480円
使用許可証再交付手数料		1件	300円

○裾野市営墓地条例施行規則

平成21年12月14日

規則第22号

改正 平成22年8月2日規則第20号

平成24年6月25日規則第17号

平成25年9月6日規則第29号

平成27年3月11日規則第3号

平成28年2月24日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、裾野市営墓地条例(平成21年裾野市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条の規則で定める日)

第2条 条例第4条の規則で定める日は、墓所(条例第3条第2号に規定する墓所をいう。以下同じ。)の使用の申込みをした日とする。

(焼骨の範囲)

第3条 墓所に埋葬できる焼骨は、墓所を使用する者と次の各号のいずれかの関係に該当する者のものとする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族

(2) 養親

(3) 養子

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(公募)

第4条 市長は、墓所を使用する者を公募するものとする。

2 前項に規定する公募は、告示、市の発行する広報紙への掲載等により行うものとする。

(公募の申込み)

第5条 墓所の使用の申込みをしようとする者は、公募の期間内に、墓所使用申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 市内の事業所に勤務している者にあっては、事業所が発行する市内の事業所に勤務している者であることの証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みをした者の数が公募する墓所の数以下であるときは当該申込みをした者を墓所の使用予定者(以下「使用予定者」という。)に決定するものとし、申込みをした者の数が公募する墓所の数を超えるときは抽選により使用予定者を決定するものとする。

(使用の許可の申請)

第6条 条例第5条第1項の規定により墓所の使用の許可を受けようとする使用予定者は、墓所使用許可申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(使用許可証の交付)

第7条 条例第5条第4項に規定する使用許可証は、様式第3号による。

(管理料の納付)

第8条 使用者(条例第6条に規定する使用者をいう。以下同じ。)は、毎年度5月31日(年度の中途で使用者となった者は、市長が定める日)までに管理料を納付しなければならない。

(管理料の免除の申請等)

第9条 条例第9条の規定により管理料の免除を受けようとする使用者は、墓地管理料免除申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、墓地管理料免除決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(使用料の還付請求)

第10条 条例第10条第1項の規定により使用料の還付を受けようとする使用者は、墓所使用料還付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(墓所使用権の承継の申請等)

第11条 条例第12条第2項の規定により墓所使用権の承継をしようとする者は、墓所使用権承継申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 使用許可証

(2) 承継の原因を証する書類

(3) 承継者の住民票の写し

(4) 使用者との関係を証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、墓所使用権承継承認通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(届出)

第12条 使用者は、次の各号に掲げる理由に該当したときは、速やかに当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 墓所に係る工事に着手しようとするとき。墓所工事着手届出書(様式第9号)

(2) 墓所に係る工事が完了したとき。墓所工事完了届出書(様式第10号)

(3) 燃骨を埋葬し、又は改葬しようとするとき。墓所埋葬等届出書(様式第11号)

(4) 本籍、住所又は氏名を変更したとき。墓所使用許可証記載事項変更届出書(様式第12号)

(使用許可証の再交付)

第13条 条例第14条第1項の規定により使用許可証の再交付を受ける使用者は、使用許可証再交付申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(返還の届出)

第14条 条例第17条の規定によりその使用する墓所を返還しようとする使用者は、墓所返還届出書(様式第14号)に使用許可証を添えて、市長に提出しなければならない。

(墳墓等の基準)

第15条 条例第19条の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(遵守事項)

第16条 墓地内においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 施設、附属設備等を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) 樹木を伐採し、又は植物を採取しないこと。

(3) 鳥獣等を捕獲し、又は殺傷しないこと。

(4) 広告物を掲げ、又は表示しないこと。

(5) 物品の販売その他の営利行為をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が墓地の管理上支障があると認めた行為をしないこと。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、墓地の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができるものとする。

附 則(平成28年規則第5号)

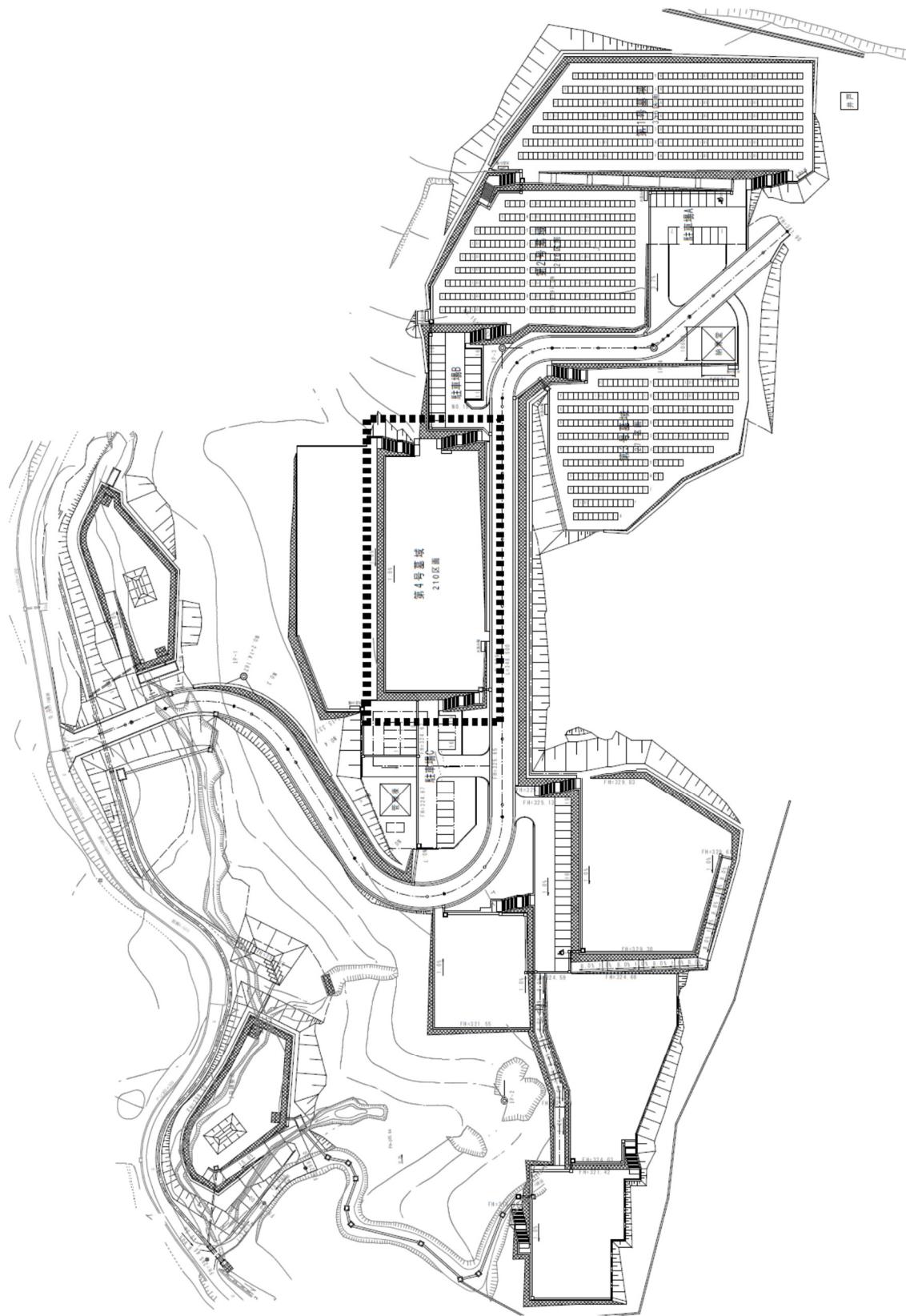
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第15条関係)

項目	設置基準	
設けることのできる墳墓等の種類及び数	墓石、墓誌、香炉、塔婆立て及び水鉢は各1基、灯ろうは一対、花立は一対(間口3.0mの区画にあっては二対)までとすること。	
墳墓等を設ける場所	区画縁石に支障がない場所及び構造とすること。	
墓石の寸法	高さ	区画縁石上部から1.6m以内とすること。
	幅及び奥行き	それぞれ0.9m以内とすること。
墓誌その他工作物の高さ	0.8m以内とすること。	
その他	墓所内に樹木等の植栽を行わないこと。	

※ 様式第1号～第14号については省略

墓所使用者募集区画 補野市営墓地



墓所使用者募集区画 第4号墓域

